

声 明

福島県立大野病院で帝王切開術を受けた女性が死亡した件に関して、平成18年2月、業務上過失致死および医師法第21条違反の疑いで加藤医師が逮捕され、その後起訴された問題につき、日本産科婦人科学会長野地方部会、日本産婦人科医会長野県支部における意見を集約し表明いたします。

はじめに、本件の手術で亡くなられた方、およびご遺族の方々に対して謹んで哀悼の意を表します。

さて、本件は、癒着胎盤という、術前診断がきわめて難しく、治療の難度が最も高く、対応がきわめて困難な事例であります。そして、すでに事故調査報告がおこなわれ処分も決定していたにもかかわらず、事故から一年以上を経て今回の逮捕・起訴という事態には驚きとともに強い不審の念を感じました。

本件の転帰に関してはたいへん心を痛め、真摯に受け止めておりますが、外科的治療が施行された後に、結果の重大性のみに基づいて刑事責任が問われることになるのであれば、今後、外科系医療の場において必要な外科的治療を回避する動きを招来しかねないことを強く危惧するものであります。

一方、医師法21条の異状死に対する届け出義務違反とされた点については異状死の定義が未だ不明確であり、医療現場で働くものにとって判断に苦慮する問題であり、今回の件を踏まえて日本医師会は異状死の解釈に対して検討委員会を発足し対応することを発表しており、医学界においてのコンセンサスが得られていない状況です。

このようにいずれの点においても、事故の責任を担当医ひとりに帰することは極めて異常であり、まして刑事責任が問われるべきものとは到底考えられません。

以上より、日本産科婦人科学会長野地方部会、日本産婦人科医会長野県支部は、今回の逮捕、起訴に対して強く抗議の意思を表明いたします。

平成18年5月21日

日本産科婦人科学会長野地方部会
会長



日本産婦人科医会長野県支部
支部長

